

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 25 年 12 月 15 日 発行
 有 限 会 社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当：
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

平成 26 年度税制改正大綱 Part I. 所得税・金融証券税制

1. 給与所得控除の縮減案

適用開始：平成 28 年分の所得税より漸次引下げ

	現行	平成 28 年分の所得税 個人住民税については、平成 29 年度分に適用	平成 29 年分以後の所得税 個人住民税については、平成 30 年度分から適用
上限額が適用される給与収入	1,500 万円超	1,200 万円超	1,000 万円超
給与所得控除の上限額	245 万円	230 万円	220 万円

2. 特定公社債の範囲の見直し案

特定公社債の範囲が平成 28 年 1 月 1 日以後改正

- ①発行日前 6 月以内に有価証券報告書等を内閣総理大臣に提出している法人が発行する社債から、発行日前 9 月以内（外国法人にあっては、12 月以内）に有価証券報告書等を内閣総理大臣に提出している法人が発行する社債に拡充。
- ②平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債は現行通りであるが、その範囲から同族会社が発行した社債を除外されるので、同族会社が平成 27 年 12 月 31 日以前に発行した特定公社債以外の公社債の利子であっても、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるものは、利子所得の 20%源泉分離課税（所得税 15%、住民税 5%）の対象から除外。

<参考>平成 25 年度税制改正で決定した金融税制の改正点

		利子所得等の 課税方式	譲渡所得等の 課税方式	償還差益・解約差益の 課税方式	上場株式等の譲渡損失 及び配当所得の 損益通算・繰越控除
特定 公社債等	現行	20%源泉分離課税	非課税	総合課税(雑所得) 譲渡損切捨	損益通算不可
	H28.1.1 以後	20%申告分離課税 源泉徴収されているので 申告不要を選択出来る	20%申告分離課税	20%申告分離課税 (みなし譲渡)	申告分離を選択した ものに限り損益通算・ 繰越控除が可能に!!
一般 公社債等	現行	20%源泉分離課税	非課税	総合課税(雑所得) 譲渡損切捨	損益通算不可
	H28.1.1 以後	20%源泉分離課税 ※但し、同族会社が発行した 社債利子でその株主等が受 け取ったものは総合課税。	20%申告分離課税 ※但し同族会社が発行した社 債償還金でその株主等が受 け取ったものは総合課税。	20%申告分離課税 (みなし譲渡) ※但し同族会社が発行した社 債償還金でその株主等が受 け取ったものは総合課税。	損益通算不可

3. NISA（少額投資非課税制度）に係る利便性の向上案

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している、又は開設していた者は、当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定の年分の属する勘定設定期間非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定をすることができる。

ただし、当該非課税口座を廃止した年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れていた場合には、当該廃止した年分は、非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定をすることはできない。